

平成 26 年 5 月 13 日

建設業関係災害防止団体の長 殿

松山労働基準監督署長

建設業における労働災害防止の徹底について（緊急要請）

貴会におかれましては、日頃より労働災害防止対策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年の当署管内における建設業の労働災害（平成 26 年 3 月末現在）は、16 件と対前年比で 14.3% 増加しており、墜落災害と交通労働災害により 2 名が死亡しております。毎年、1 月から 3 月に県下一斉で「死亡災害ゼロ」を目指して取り組んでいる「建設事業ノーダン運動」期間中に 2 件の死亡災害が発生したことは遺憾であります。

建設業を取り巻く環境を見ますと、公共工事の受注額増加や、消費税の影響による工事発注量増加により、今後も引き続き管内で相当数の工事が施工されることが見込まれており、工事量の増加がそのまま労働災害の増加につながることは避けなければなりません。

平成 25 年に発生した管内における建設業の労働災害（70 件）の内訳を見ますと、墜落・転落災害が 50% を占めており、これらに対する災害防止対策の強化が最重点と考えております。

つきましては、これ以上の労働災害を発生させないとの強い決意のもと、貴会におかれましては下記の事項に留意の上、労働災害防止対策の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

- 1 高さ 2 メートル以上の箇所での作業時の手すり等の措置を講じた作業床の設置の徹底及び作業床を設けることが困難な場合の安全帯の使用の徹底
- 2 現場着手前までのリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく安全対策の徹底
- 3 現場における新規入場者及び職長等に対する安全衛生教育の適切な実施
- 4 現場移動時の交通労働災害防止対策の強化